

「愛知県交通安全対策会議」、「第9次愛知県交通安全計画」及び 「愛知県交通安全実施計画」について

I 愛知県交通安全対策会議

- 「交通安全対策基本法」(昭和45年法律第110号)に基づき、「交通安全対策会議」を設置(昭和45年10月)。5年ごとに、「交通安全計画」を策定(昭和46年～、現在は第9次計画(平成23～27年度))
- 同計画に基づき、毎年度、「愛知県交通安全実施計画」を策定

〈構成メンバー〉

知事(会長)、県(高尾副知事、知事政策局長、地域振興部長、県民生活部長、防災局長、健康福祉部長、産業労働部長(25年度新規)、建設部長、県警、県教育委員会)、国関係機関(中部管区警察局、中部経済産業局、中部運輸局、名古屋地方気象台、東海総合通信局、愛知労働局、中部地方整備局)、名古屋市、市長会、町村会、JR東海、中日本高速道路、県道路公社、名古屋高速道路公社

II 「第9次愛知県交通安全計画(平成23～27年度(抜粋))」

1 基本構想(計画の基本方針)

(1) 人優先の交通安全思想

道路においては、自動車と比較して弱い立場にある歩行者、高齢者、障害者、子ども等への安全を一層確保することが必要となる。このような「人優先」の交通安全思想を基本とした施策を推進していくことが重要である。

(3) 交通安全対策を考える視点

関係する機関・団体が緊密な連携の下に、10本の柱により、交通安全対策を実施する。

- | | |
|--------------------------|---------------|
| ① 道路交通環境の整備 | ② 交通安全思想の普及徹底 |
| ③ 安全運転の確保 | ④ 車両の安全性の確保 |
| ⑤ 道路交通秩序の維持 | ⑥ 救助・救急活動の充実 |
| ⑦ 損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の推進 | |
| ⑧ 研究開発及び調査研究の充実 | ⑨ 鉄道交通の安全 |
| ⑩ 踏切道における交通の安全 | |

2 交通安全計画(道路交通)における目標

平成27年度までに	年間の24時間死者数を185人以下
	年間の交通事故死傷者数を55,000人以下

Ⅲ 愛知県交通安全実施計画について

「第9次愛知県交通安全計画」（平成23～27年度）の基本方針に従って、年度における県内の陸上交通の安全に関し、国、県、県警、公社等が講ずべき施策を計画的に推進するために作成。

平成25年5月31日に開催された愛知県交通安全対策会議において、平成25年度愛知県交通安全実施計画が策定され、「自動車安全技術プロジェクトチーム」の設置が明記された。

【第9次愛知県交通安全計画】（平成23年度～27年度）

再掲

平成25年度愛知県交通安全実施計画（抄）

第4節 車両の安全性の確保

項目 1 車両の安全性に関する基準等の改善の推進

細目（3）自動車安全に係る技術開発等の支援

実施機関 県産業振興課

（内容）

1 計画の実施方針及び重点施策

自動車安全に係る技術開発等の支援を通じて、交通安全に資する。

2 計画の内容

国、地方自治体、大学及び民間企業で組織する「自動車安全技術プロジェクトチーム」を設置し、自動車安全に係る技術開発等の現状と課題に関する調査を行うとともに、それらに取り組む企業等への支援を検討・実施する。